

# ○特定非営利活動促進法

平成二十九年一月一日以降有効な目規定

## 改正法令一覧

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二八)六  
七法七〇 本則(平成二九)六、六までで施行

## (定義)

④この法律において、仮認定特定非営利活動法人とは、第五十八條第一項の仮認定を受けた特定非営利活動法をいう。

## 第(一)條

②所轄庁は、前項の認証の申請があつた場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告するとともに、同項第一号、第二号、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類を、申請書を受領した日から二日間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

## 第(二)條

③第一項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類の不備があるときは、当該申請書を撤回し、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合を除き、これを補充することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受領した日から一月を経過したときは、この限りでない。

## 第三章 事業報告書の備置等及び公開

第(一)條 特定非営利活動法人は、毎事業年度最初の三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度事業報告書、計算書及び財産目録並びに全員役員名簿(前事業年度において役員であつた者)の全員氏名及び住所又は居所並びにこれらに前事業年度における前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をい)並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名(法人にあつたときは、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面(以下「事業報告書等」といふ)を作成し、これを、翌事業年度の末日までの間、その事務所に備置しなければならない。

②特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿並びに定款並びにその認定及び登記に関する書類の写しをい)以下同じを、その事務所に備置しなければならない。

## 第三章 事業報告書の公開

第(一)條 所轄庁は、特定非営利活動法人が提出を受けた事業報告書等(過去五年間に提出を受けたものに限る)は、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があつたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ又は謄写させなければならない。

## 第四章 報告及び検査

第(一)條 所轄庁は、特定非営利活動法人、認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を除く。以下の項及び次項において同じ)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

## 第五章 認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人

### 認定の基準

#### 第四(一)條 住書略

#### 第四(二)條 住書略

#### 第四(三)條 住書略

#### 第四(四)條 住書略

### 認定の基準

#### 第四(一)條 住書略

#### 第四(二)條 住書略

#### 第四(三)條 住書略

#### 第四(四)條 住書略

### 認定の基準

#### 第四(一)條 住書略

#### 第四(二)條 住書略

#### 第四(三)條 住書略

#### 第四(四)條 住書略

### 認定の基準

#### 第四(一)條 住書略

#### 第四(二)條 住書略

#### 第四(三)條 住書略

#### 第四(四)條 住書略

### 認定の基準

#### 第四(一)條 住書略

#### 第四(二)條 住書略

#### 第四(三)條 住書略

#### 第四(四)條 住書略

### 認定の基準

#### 第四(一)條 住書略

#### 第四(二)條 住書略

#### 第四(三)條 住書略

#### 第四(四)條 住書略

### 認定の基準

#### 第四(一)條 住書略

#### 第四(二)條 住書略

#### 第四(三)條 住書略

#### 第四(四)條 住書略

### 認定の基準

#### 第四(一)條 住書略

#### 第四(二)條 住書略

#### 第四(三)條 住書略

#### 第四(四)條 住書略

### 取消しの原因となつた事実があつた日以前一年以内に当該認定特定非営利活動法又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務若しくはその取消しの日から五年を経過しないもの

## 役員報酬規程等の公開

第(一)條 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた第四(一)條第一項第一号若しくは第三号に掲げる書類又は第五(一)條第一項第一号若しくは第三号に掲げる書類、同条第四項の書類若しくは同条第四項の書類(過去五年間に提出を受けたものに限る)については、閲覧又は謄写の請求があつたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

## 第(一)節 仮認定特定非営利活動法人

### 仮認定

第(一)條 特定非営利活動法人であつて新たに設立されたものうち、その運営組織及び事業の動向が適正であつて特定非営利活動法の健全な発展の基礎を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の仮認定を受けることができる。

### 認定

第(一)條 特定非営利活動法人であつて新たに設立されたものうち、その運営組織及び事業の動向が適正であつて特定非営利活動法の健全な発展の基礎を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の仮認定を受けることができる。

### 仮認定の有効期間

第(一)條 第五十八條第一項の仮認定の有効期間は、当該仮認定の日から起算して二年とする。

### 仮認定の未効

第(一)條 仮認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第五十八條第一項の認定は、その効力を失ふ。  
一 第五十八條第一項の仮認定の有効期間が経過したとき  
二 仮認定特定非営利活動法人が仮認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併した場合において、その合併が第六十七條第一項又は第二項の規定を経ず、その効力を生じたとき  
三 仮認定特定非営利活動法人が解散したとき  
四 仮認定特定非営利活動法人が第四十四條第一項の認定を受

### 役員報酬規程等の提出

第(一)條 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を受けたときは、海外への送金若しくは金銭の持出しを行うときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前条第三項又は第四項の書類を所轄庁に提出しなければならない。

### 役員報酬規程等の提出

第(一)條 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を受けたときは、海外への送金若しくは金銭の持出しを行うときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前条第三項又は第四項の書類を所轄庁に提出しなければならない。

けたとき。

認定特定非営利活動法人に関する規定の準用

第六五条 第四十六条から第五十二条まで、第五十二条から第五十六条まで及び第五十七条から第五項の規定は、仮認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第五十二条第五号、第五十三条第二号、第五十四条第一号及び第五十五条第一号とあるのは、「五年間」とあるのは、「三年間」とし、同条第三号及び第四号中「三年が経過した日を含む事業年度」とあるのは、「第六十六条の有期間の満了の日」と読み替えるものとする。

第三三条(略)

② 仮認定特定非営利活動法人が仮認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人であるものを除く。)と合併して設立した場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認可がされるときに限り、合併によって設立した特定非営利活動法人のこの法律の規定による仮認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

第三二条(略)

③ 前項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は前項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人は、第三十四条第三項の認証の申請を併せて、所轄庁に第一項の認定又は前項の認定の申請をしなければならない。

第三一条(略)

④ 前項の申請があつた場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その処分がされるまでの間は、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人としての地位を承継しているものとみなす。

第三〇条(略)

⑤ (報告及び検査) 第六四條(一)所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人以下「認定特定非営利活動法人等」といふが法令に基いて、その行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあるとき、又は、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告させ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務若しくは他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(認定又は仮認定の取消)

第六七条(一)(略)

第六七条(二)(略)

第二十九条 第五十二條第四項又は第五十四條第五項の規定を遵守しないとき。

三(略)

③ 前二項の規定は、第五十八條第一項の仮認定について準用する。この場合において、第一項第一号中、「第五十二條第二項の有期間の更新又は第六十三條第一項の認定」とあるのは、「又は第六十三條第一項の認定」と読み替えるものとする。

第三〇条(略)

④ 第四十三條第二項及び第四項、第四十九條第一項から第三項まで並びに第六十五條第七項の規定は、第一項又は第三項による認定の取消し(第六十九條において「認定の取消し」といふ。)及び前項において準用する第一項又は第二項の規定による仮認定の取消し(同条において「仮認定の取消し」といふ。)について準用する。

第三一条(略)

第六九條(内閣府の指示) 第六九條(内閣府の指示) この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関し、地方職員の均等を図るため特に必要であると認めるときは、所轄庁に対し、第六十五條第六項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令、第六十六條第一項の規定による命令又は認定の取消し若しくは仮認定の取消しその他の措置を採るべきことを指示することができる。

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用

第七五条 第十四條(第三十九條第一項において準用する場合を含む。)の規定による作成及び備置き、同条第二項の規定による備置き並びに同条第三項の規定による閲覧、第三十五條第一項の規定による作成及び備置き、第四十五條第一項、第五項、第五十一條第五項及び第六十三條第五項において準用する場合を含む。)の規定による閲覧、第五十二條第四項(第六十二條において準用する場合を含む。)、第五十三條第五項(第六十二條において準用する場合を含む。)、第六十二條(第六十三條第五項において準用する場合を含む。)、及び第六十三條第五項において準用する場合を含む。)の規定による備置き並びに第六十四條第四項(第六十二條において準用する場合を含む。)、第六十二條(第六十三條第五項において準用する場合を含む。)、及び第六十三條第五項(第六十二條において準用する場合を含む。))の規定による作成及び備置き並びに第六十四條第五項(第六十二條において準用する場合を含む。))の規定による閲覧について、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)の規定を適用する場合には、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第九條の規定は、適用しない。

第七七条(略)

第七七条 偽りその他の不正の手段により第四十四條第一項の認定、第五十一條第二項の有効期間の更新、第五十八條第一項の仮認定又は第六十三條第一項若しくは第一項の認定を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七八条(任意略)

四一三(略) 第六六條第二條において準用する第五十條第一項の規定に違反して、仮認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者、第五六十二條において準用する第五十條第一項の規定に違反して、他の仮認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者、六・七(略)

第八〇条(任意略)

四一三(略) 第六二條第一項若しくは第一項、第五十四條第一項(第六十二條(第六十三條第五項において準用する場合を含む。))及び第六十三條第五項において準用する場合を含む。又は第五十四條第二項第四項まで(これらの規定を第六十二條において準用する場合を含む。))の規定に違反して、書面を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき、五一(略)